

中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件

令和 2年 4月10日 経済産業省告示第89号

施行：令和 2年 4月10日

改正：なし

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

番 号	業 種	指 定 期 間
-----	-----	---------

一	土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く）	令和二年四月十日から令和二年六月三十日まで
二	型枠大工工事業	
三	鉄骨工事業	
四	鉄筋工事業	
五	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
六	防水工事業	
七	他に分類されない職別工事業	
八	ビスケット類・干菓子製造業	
九	米菓製造業	
十	清涼飲料製造業	
十一	コーヒー製造業	
十二	織物手加工染色整理業	
十三	綱製造業	
十四	帆布製品製造業	
十五	タオル製造業	
十六	繊維板製造業	
十七	機械すき和紙製造業	
十八	段ボール製造業	
十九	事務用・学用紙製品製造業	
二十	日用紙製品製造業	
二十一	段ボール箱製造業	
二十二	紙器製造業	
二十三	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
二十四	オフセット印刷業（紙に対するもの）	
二十五	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）	
二十六	製版業	
二十七	製本業	
二十八	印刷物加工業	
二十九	印刷関連サービス業	
三十	潤滑油・グリース製造業（石	

	油精製業によらないもの)	
三十一	その他の石油製品・石炭製品製造業	
三十二	プラスチック管製造業	
三十三	プラスチック継手製造業	
三十四	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
三十五	プラスチックフィルム製造業	
三十六	プラスチックシート製造業	
三十七	プラスチック床材製造業	
三十八	合成皮革製造業	
三十九	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
四十	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
四十一	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
四十二	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
四十三	工業用プラスチック製品加工業	
四十四	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	
四十五	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
四十六	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
四十七	発泡・強化プラスチック製品加工業	
四十八	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
四十九	プラスチック製容器製造業	
五十	他に分類されないプラスチック製品加工業	
五十一	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	
五十二	理化学用・工業用陶磁器製造	

	業	
五十三	陶磁器製タイル製造業	
五十四	陶磁器絵付業	
五十五	その他の陶磁器・同関連製品製造業	
五十六	鋳鉄管製造業	
五十七	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	
五十八	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
五十九	ボイラ製造業	
六十	ポンプ・同装置製造業	
六十一	油圧・空圧機器製造業	
六十二	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	
六十三	エレベータ・エスカレータ製造業	
六十四	物流運搬設備製造業	
六十五	他に分類されないはん用機械・装置製造業	
六十六	建設機械・鉱山機械製造業	
六十七	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
六十八	木材加工機械製造業	
六十九	金属工作機械製造業	
七十	ロボット製造業	
七十一	サービス用機械器具製造業	
七十二	分析機器製造業	
七十三	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
七十四	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
七十五	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
七十六	電力開閉装置製造業	

七十七	電気溶接機製造業
七十八	電気照明器具製造業
七十九	自動車車体・附随車製造業
八十	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
八十一	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
八十二	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
八十三	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
八十四	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）
八十五	その他の事務用品製造業
八十六	パレット製造業
八十七	眼鏡製造業（枠を含む）
八十八	市場調査・世論調査・社会調査業
八十九	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）
九十	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）
九十一	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
九十二	ラジオ番組制作業
九十三	広告制作業
九十四	ニュース供給業
九十五	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
九十六	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
九十七	鋼索鉄道業
九十八	その他の鉄道業
九十九	道路運送固定施設業
百	建設機械・鉱山機械卸売業
百一	金属加工機械卸売業
百二	自動車部分品・附属品卸売業

	(中古品を除く)	
百三	自動車中古部品卸売業	
百四	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業	
百五	その他のじゅう器卸売業	
百六	紙製品卸売業	
百七	百貨店、総合スーパー	
百八	呉服・服地小売業	
百九	コンビニエンスストア（飲料品を中心とするものに限る）	
百十	陶磁器・ガラス器小売業	
百十一	調剤薬局	
百十二	新聞小売業	
百十三	紙・文房具小売業	
百十四	時計・眼鏡・光学機械小売業	
百十五	建物売買業	
百十六	土地売買業（投機を目的としないものに限る）	
百十七	不動産代理業・仲介業	
百十八	貸事務所業	
百十九	その他の不動産賃貸業	
百二十	不動産管理業	
百二十一	その他の各種物品賃貸業	
百二十二	デザイン業	
百二十三	芸術家業	
百二十四	翻訳業（著述家業を除く）	
百二十五	通訳業、通訳案内業	
百二十六	他に分類されない専門サービス業	
百二十七	その他の土木建築サービス業	
百二十八	機械設計業	
百二十九	写真業（商業写真業を除く）	
百三十	ネイルサービス業	
百三十一	冠婚葬祭互助会	
百三十二	結婚相談業、結婚式場紹介業	

百三十三	他に分類されないその他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く）	
百三十四	ゲームセンター（スロットマシン場を除く）	
百三十五	マリーナ業	
百三十六	書道教授業	
百三十七	生花・茶道教授業	
百三十八	スポーツ・健康教授業	
百三十九	その他の教養・技能教授業	
百四十	一般病院	
百四十一	精神科病院	
百四十二	有床診療所	
百四十三	無床診療所	
百四十四	歯科診療所	
百四十五	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	
百四十六	歯科技工所	
百四十七	精神保健相談施設	
百四十八	保育所	
百四十九	時計修理業	
百五十	職業紹介業（芸妓周旋業を除く）	
百五十一	労働者派遣業	
備考		
<p>1 この表に掲げる業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに規定するものについては、主として食事の提供を行うものに限る。</p> <p>三 適正化法第二条第一項第四号（マージャンクラブを除く。）及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）並びに同法第二条第五項に規定する営業を除く。</p> <p>2 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請すること</p>		

ができる期間をいう。
